

平成27年3月6日

枚方市議会議長
鷺見信文様

総務常任委員会
委員長 榊田義則

総務常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成27年3月6日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
請願第12号	図書館及び生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入に関する請願	不採択とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 公務員が提供するサービスと民間の指定管理者が提供するサービスの違いについて
- ・ 生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理者制度導入の方向性変更の有無について
- ・ 生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理者制度導入に対する市民理解について
- ・ 生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理者制度導入による経費削減効果及び経費削減効果が得られない場合の対応について
- ・ 生涯学習市民センターの運営方法及び財源確保の在り方について
- ・ 生涯学習市民センターにおける専門職員の配置及び市民との協働の在り方について
- ・ 現在及び指定管理者制度導入後の生涯学習市民センターの人員体制について
- ・ 指定管理者制度導入後の生涯学習市民センター利用者への対応について
- ・ 牧野生涯学習市民センター・図書館への指定管理者制度導入に関する地元自治会への説明の有無について
- ・ 本請願の紹介議員となった理由について

2. 討論要旨

[大地正広委員]

本委員会における請願第12号の採決に当たり、採択に反対の立場から討論を行います。

本請願は、図書館と生涯学習市民センターに指定管理者制度を導入しないよう求めるものですが、生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入については、昨年12月に同趣旨の請願を本委員会で審査した結果、不採択とすべきものとなりました。それから約3カ月という短い期間であり、方向性自体が変わっているわけではございませんので、以前の討論の繰り返しとなる部分もございますが、改めて申し上げます。

まず、本件の指定管理者制度導入の経緯ですが、人口減少、少子・高齢化が進展し、財政縮小の時代が到来する中、本市では、市民や有識者から成る審議会の答申に基づき平成24年12月に策定された新行政改革大綱において、公の施設の管理運営について民間活力の活用を進めるという方向性が示されました。

その後、新行政改革大綱に掲げる課題の解決に向け平成25年3月に策定された行政改革実施プランに基づき、生涯学習市民センターと図書館の管理運営についてサービス向上と効率性の観点から検討が行われ、特に6つの複合施設において指定

管理者制度を導入すると判断されるに至ったものです。

昨年12月の一般質問において、こうした複合施設であっても、共同企業体などが指定管理者となることで、コスト削減とサービス向上の両面で成果を上げている例もあるという答弁がありましたように、民間のノウハウを活用することで、より効果的、効率的に生涯学習事業を発展させるという本市の判断は、現在の社会情勢のもと、一定理解できるものです。

また、所管課の中に指定管理施設の担当職員を配置し、日常的に活動委員会等との連携を図るとともに、イベント時にはその職員が施設内で従事することなども想定されており、利用者である市民との協働についても一定配慮されていることがうかがえます。

よって、本請願を採択することは適当ではないと考えます。

なお、平成28年度から指定管理者制度を先行導入する蹉跎、牧野の両複合施設において、本年1月にも利用者説明会が開かれましたが、本市におかれましては、今後も引き続き、制度導入のメリットや制度導入後の施設運営などについて説明を行い、市民の理解を得るとともに、先行導入施設における課題の検証等を踏まえ、円滑な指定管理者制度の導入を実現するよう最後に申し上げまして、本請願の反対討論といたします。

[広瀬ひとみ委員]

請願第12号 図書館及び生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入に関する請願について、討論を行います。

図書館と生涯学習市民センターの複合館に指定管理者制度を導入しないほしいという請願趣旨は、全くそのとおりで、賛成いたします。

改めて、こうして請願審査の機会をいただいたことに感謝を申し上げます。

日本共産党議員団として、公民館再編の経過からして、この指定管理者制度導入には賛成できないことをこれまでも述べてきましたけれども、導入に向けての準備は着々と進められているところです。しかし、市民へは、具体的にどうなるのか、相変わらずしっかりと説明できていない状況ではないでしょうか。きょうも、その請願審査の中で初めて、専門スタッフは1人だけ置くということが明らかとなったところです。請願者からは、公民館を建てる際には一緒になって考えて進めてきたのに、地元自治会にも十分な説明がなされていないとのお話もありました。

生涯学習市民センターでは専門職員の不在、図書館では削減により、数値で示すことはできませんが、今、パワーダウンしているのではないのでしょうか。そのことによって、単なる貸し部屋の施設に、単なる貸し本の施設に近付いていけば、直営であっても本来の役割は発揮できません。現状の体制、状況をよしとして直営を求めるわけではありませんが、公務員だから、職員だから、教育的対応を、他の部局

と結んだ連携を、社会包摂機能の発揮を、人と人とのつながりを支える役割を進めることができるのではないのでしょうか。民間ノウハウではなく、公務ノウハウの発揮こそが、格差と貧困が進む世の中で、今、求められているのではないのでしょうか。

今回の指定管理者制度は、複合館への一体管理での導入となることから、これによる影響がどう利用者に生じるのか、こういった点でも不安を感じるどころです。今回の請願そのものも、複合館への指定管理者制度導入に反対するという1本の請願ですので、改めて本会議で全体に関して討論させていただくこととして、賛成討論といたします。